

# 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」が4月1日に施行されました。

## 条例制定の背景

近年、資源の有効利用の観点から資源リサイクルを推進することが重要とされている中、県内には、有価物である金属スクラップ、使用済みプラスチック等を屋外で保管し、また、保管に伴い破碎、切断をするなどの事業を行う事業場、いわゆる金属スクラップヤード等が多数確認されています。一部の事業場においては、高積みなどの不適正な保管による崩落の危険や火災の発生、事業場内での作業に伴う騒音等が発生しています。

一方で、金属スクラップ等は売買の対象物として有価で取引されているため、廃棄物には該当せず、廃棄物処理法の保管基準を適用することができません。

そのため、金属スクラップ等の不適切な保管等を行う事業者に対して、廃棄物のように規制をすることができず、是正等の指導にとどまってしまうという状況でした。

こうした状況に鑑みて、金属スクラップ等の再資源化の適正な実施を図るため、必要な規制を行うことにより、県民生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全上の支障の防止を図ることを目的に、令和5年10月に条

例を制定し、本年4月1日から施行しました。

## 条例の主な内容

### (1) 規制対象

屋外において、金属スクラップ等を積み上げる作業の用に供することができる機械を使用して保管をする事業。

### (2) 規制手段

次の規定を義務付け。  
ア 事業場ごとに事業許可の取得  
イ 許可申請前に事業場の周辺住民に対する説明会の開催等  
ウ 保管物の崩落や火災の発生等を防ぐための基準遵守  
エ 事業場に現場責任者の設置

### (3) 実効性の確保手段

条例の実効性を確保するため、条例に違反した場合の命令等及び罰則を規定。  
金属スクラップヤード等に係る事業を行っている者と認められる者に対して、条例の施行に必要な限度において、報告徴収及び立入検査など条例の規制内容と、1年間の経過措置の期間内に許可申請する必要があることなどを周知しました。その際、ヤードの運営者については、外国籍の者が多いことから、適宜、通訳を同行しました。

## 条例施行後の取組

本年度、改めて県民だより、SNS等を通じて、県民等への広報を行いました。また、条例の規制対象となる事業場を精査し、条例

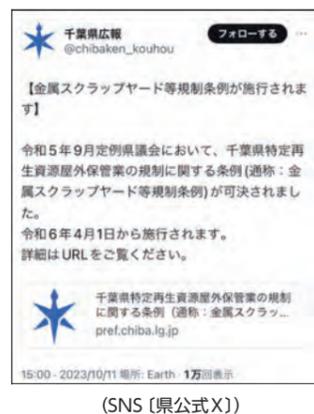
査権も規定。

### (4) 既存事業者への対応

既存事業者にも許可取得を義務付け、条例の各規定への適合に必要な期間を1年間設けた。

## 条例施行に向けた取組

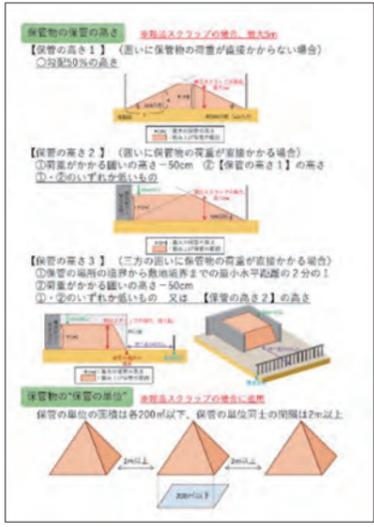
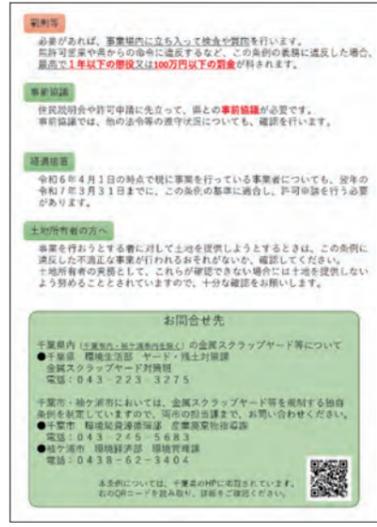
県では、条例を県民等へ広く周知するため、県ホームページや県民だより、SNSを通じて



の適用となる381か所（令和6年5月末現在）のヤード全てを再度訪問し、条例の規制内容等を説明するとともに、申請等の手続きや遵守事項をわかりやすく記載した手引きを配布して、早期に許可申請をすること、基準を遵守することなどを指導しました。

## おわりに

不適正なヤードの一掃に向けて、事業者に対して本条例に基づく立入検査などにより、許可取得や、基準の遵守状況などを確認し、適宜、市町村などの関係機関と連携して厳正に指導してまいります。



(リーフレット)



(重機を用いて保管している状況)